平成２４年（フ）第８７６７号
東京都中野区上高田２－７－11－302、住民票上の住所埼玉県所沢市小手指町１丁目40－12
債務者　血脇　友宏
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　夏子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２０号
東京都葛飾区西新小岩３丁目10－６
債務者　出崎　慶治
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　岳史
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２１号
東京都葛飾区西新小岩３丁目10－６
債務者　出崎三奈子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　岳史
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４０号
東京都練馬区高松２－23－７－202、住民票上の住所東京都練馬区高松６丁目32－２－203
債務者　山下　秀夫（旧姓江成）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　雄一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４１号
東京都練馬区高松２－23－７－202、住民票上の住所東京都練馬区高松６丁目32－２－203
債務者　山下八千代
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　雄一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３６号
静岡県裾野市麦塚180番地の５　プラザラフォーレ201
債務者　村越　雅邦
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真理
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
静岡県田方郡函南町間宮756番地の５　アルベールフジＢ205、前住所静岡県田方郡函南町畑毛227番地の２
債務者　鈴木　　敬
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
静岡県田方郡函南町間宮756番地の５　アルベールフジＢ205、前住所静岡県田方郡函南町畑毛227番地の２
債務者　鈴木實重子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
静岡県田方郡函南町間宮756番地の５　アルベールフジＢ205、前住所静岡県田方郡函南町畑毛227番地の２
債務者　鈴木　　訓
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻　　大祐
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
茨城県古河市上大野2371番地４
債務者　飯田　義弘
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市湖山町北５丁目241番地４
債務者　松島　竜伸
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１７号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目39番11号
債務者　有泉　伸江
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８号
愛知県稲沢市駅前４丁目２番８－404号
債務者　冨永　健司
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品さくら
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８８号
奈良県御所市大字小林120番地の27
債務者　谷奥　一夫
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場　守夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係